

政令第百七十五号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 大阪府大阪市の区域

第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 茨城県つくば市の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国家戦略特別区域として、茨城県つくば市の区域、大阪府大阪市の区域等を追加する必要があるからである。